

2021年2月25日

中小企業庁 事業環境部 取引課 企画担当 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
常務理事 武田 泰治

件名：ガイドライン(案)・契約書ひな形(案) に対する意見

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2021年1月29日に公示されました「ガイドライン(案)・契約書ひな形(案) に対する意見公募」に関し、添付の通り、当協会の意見を提出致します。
該意見の背景・理由などについて更にご説明の必要がありましたら、遠慮なくご連絡頂ければ幸いです。

敬具

添付：ガイドライン(案)・契約書ひな形(案) に対する意見

連絡先：

一般社団法人 日本知的財産協会

事務局長代行 伊藤 寛

東京都千代田区大手町二丁目6番1号（朝日生命大手町ビル18階）

phone: 03-5205-3321

fax: 03-5205-3391

email: ito@jipa.or.jp

● ガイドライン（案）・契約書ひな形（案）に対する意見

知的財産取引における企業間の共存共栄を推進する観点から、ガイドラインや契約ひな形を策定し、より円滑なビジネス・取引を加速する方向性に賛意を申し上げます。

他方こうしたガイドライン等では、本来全体判断すべき条件総体の一部分（知的財産取引条件）を切り出しその理念形を示す形とならざるを得ず、それだけでは、個別条件の部分最適に固執し、条件総体に鑑みた全体最適に思いを致す契約交渉や合意形成の支障となる等、頭記の方向性にかえって反するところも危惧されます。このような弊害が生じない様な形でのガイドライン・契約ひな形の策定・頒布を希望致します。下記に、具体的な要望について申し上げます。

（１） 前提条件のない画一的な行動の制限について

意見	<p>ガイドライン（案）の【あるべき姿】の複数の箇所において、前提条件等の記載がないままに画一的に一方当事者の行動を制限するもの（「・・・～してはならない」等）が見られます。実際の取引においては、案件固有の事情を勘案しつつ、個別条件のみに固執せず取引全体のバランスを調整することで双方当事者の利益の拡大を目指すことが好ましい関係構築の在り方であり、一方当事者が画一的に行動を制限する一部の規定を硬直的に主張すると全体の調整が困難な事態となりえます。</p>
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 試作品製造・共同開発等（1）試作品製造・技術指導 ア 無償の技術指導・試作品製造等の強制【あるべき姿】、 ・ 3. 製造委託・製造販売・請負販売等（2）技術情報等の提供を受ける場合の対価・技術情報の活用【あるべき姿】、 ・ 4. 特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾（1）特許出願への干渉（出願内容の報告・修正、共同出願の強制）【あるべき姿】、（2）知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾の強要【あるべき姿】、 ・ 5. 知財訴訟等のリスクの転嫁【あるべき姿】
要望	<p>ガイドライン（案）の「第2章 知的財産がかかわる取引における基本的な考え方と参考事例」の冒頭において、下記主旨の記載の追加を要望します。</p> <p>「本来契約交渉・合意は取引全体を総合考慮してなされるべきものだが、本ガイドラインは敢えて契約条件の一部を抽出し基本となる考え方を示しているものであり、実際の運用においては個別案件の事情を勘案及び取引全体の総合考慮をしながら、当事者間の協議により解決を目指すべき」</p>

（２） 一方当事者の意思に反する形での行動の制限について

意見	<p>ガイドライン（案）の【あるべき姿】の複数の箇所において、一方当事者の意思に反する形での他方当事者の行動を制限する規定が見られます。多くの場合において、一方当事者の意思に反したかどうか他方当事者は把握できないことから、単にかかる行動を制限するよりも、当事者間での意思確認を促進することが双方にとって好ましい関係構築の在り方と考えます。</p>
----	---

関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 契約締結前（取引交渉段階・工場見学等）イ 秘密保持契約の締結【あるべき姿】、 ・ 2. 試作品製造・共同開発等（1）試作品製造・技術指導 ア無償の技術指導・試作品製造等の強制【あるべき姿】、 ・ 3. 製造委託・製造販売・請負販売等（3）金型設計図面等の提供【あるべき姿】
要望	上記の各関連規定における【あるべき姿】の記載について、現在の「してはならない。」との記載が「すべきでなく、当事者間で相互に意思を確認し、協議により合意を図ること。」との主旨で修正されることを要望します。

（3）取引習慣と照らして一般的でない規定について

意見・要望	ガイドライン（案）の下記の各関連規定について、一般的な取引慣習として確立しているとは思われないことから、かかる規定が硬直的に主張されることにより合意が困難になると双方に不利益となることが懸念されます。関連規定について、修正を要望します。
関連規定 1	<p>2. 試作品製造・共同開発等（1）試作品製造・技術指導 イ承諾がない知的財産やノウハウ等の利用【あるべき姿】</p> <p>「試作品の製造を依頼した場合における試作品そのもの又は技術指導の過程で得た情報を秘密情報として取扱うこととし・・・」について、「秘密情報」とする範囲は、事案の性質を勘案して協議により定めることが一般的と考えます。ガイドライン（案）と合わせて公表された契約書ひな形（案）においても、そのように取り扱われています。</p>
関連規定 2	<p>2. 試作品製造・共同開発等（2）共同研究開発における成果の権利帰属 ア 成果の権利の帰属【あるべき姿】</p> <p>「・・・その際、技術等を提供した中小企業が望めば、共同研究の成果を同社も利用できるよう、無償で実施権を設定する、もしくは優先的に専用実施権を得る権利を付与するなど、共同研究に携わった中小企業の利用可能性に配慮しなければならない。」について、実施権の設定は、当事者双方の事業上の関係等の案件固有の事情を鑑みて、他の個別条件を勘案して協議すべきであり、特に、専用実施権を得る権利は一般的な取引慣習において確立されていないと考えます。</p>
関連規定 3	<p>4. 特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾（2）知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾の強要 脚注 9</p> <p>「立場の強い者からすると、かかる実施許諾の対価は、製品の価格や委託料に含まれていると主張することが考えられるが、かかる実施許諾の対価について、製品の価格や委託料とは別に、両当事者で協議・交渉した経緯がなければ、製品の価格や委託料に含まれていると解することは困難である。」について、個別条件に関する取り決めがない場合は、当事者間で協議して解決すべきであり、実施許諾の対価が製品の価格や委託料に含まれているかどうかは、事案全体の経緯や他の条件等を鑑みて事案毎に評価することが一般的と考えます。</p>

以上